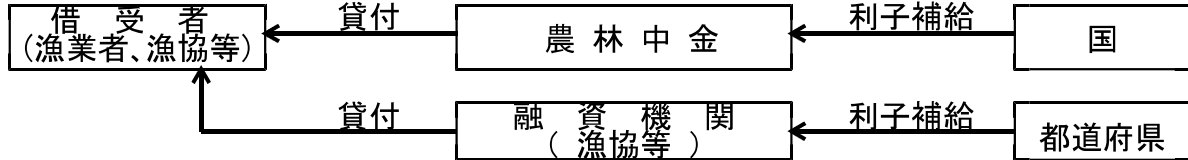


## 漁業近代化資金の概要

漁業近代化資金は、漁業者等に対し水産業協同組合又は農林中央金庫が長期かつ低利の施設資金等の融通を円滑にするため、国又は都道府県が補給措置を講じ、もって漁業者等の資本装備の高度化を図り、その経営の近代化に資することを目的とする。

(漁業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき昭和44年に創設)



### 1 貸付資金の種類

- ① 漁船の改造・建造又は取得に要するもの。
- ② 漁具、養殖施設、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設その他の施設の改良、造成又は取得に要するもの。

### 2 借受資格者

- ① 漁業・水産加工業を営む個人
- ② 漁業生産組合
- ③ 漁業・水産加工業を営む法人(水産業協同組合を除く。)
- ④ 漁業協同組合・水産加工業協同組合
- ⑤ 漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会 等

### 3 貸付条件 →

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等に対し、  
貸付当初5年間実質無利子化、実質無担保化、保証料当初  
5年間免除 (対象：5号資金)

貸付対象者	貸付利率	貸付限度額	償還期間 (据置期間)	融資率
漁船漁業者(20t未満) (20t以上)	0.10% 0.15%	9千万円 3億6千万円	1号/漁船:20年(3年) (機器等:10年(3年)) 2号/施設:15年(3年) (漁協等:20年(3年))	原則 80%
養殖業者(個人) (法人)	0.10% 0.10%	9千万円 3億6千万円	3号/機具:7年(2年) (漁協等:10年(2年))	
水産加工業者	0.10%	9千万円	4号/漁具・養殖施設 :5年(2年)	
複合経営	0.10%	3億6千万円	(定置網:10年(2年))	
漁協等	0.10%	12億円	5号/種苗・育成費 :5年(2年)	
			6号/漁村施設 :20年(3年)	
			7号/特認:15年(3年)	

(※R2.2.20現在)

### 4 融資機関

漁業協同組合、信用漁業協同組合連合会及び農林中央金庫等

### 5 担当課

水産庁水産経営課 03-6744-2347(直)